

## 上野原市中小企業・小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業等」という。）が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び基本的施策を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者又は小規模企業者以外の事業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校をいう。
- (7) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業活動その他の活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、市、中小

企業者、小規模企業者、大企業者、商工会、金融機関、教育機関及び市民が一体となって、国、山梨県その他の関係機関と連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の基本理念に基づく中小企業等の振興に関する基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 経営の安定及び継続的な発展に関する施策
- (2) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (3) 事業承継の促進に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 支援・連携ネットワークの構築
- (7) 情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業等が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民への理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第6条 中小企業等は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、経営の安定及び地域経済の発展のため、商工会への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業等が地域社会の発展に欠くことができな

い存在であることを認識し、ともに地域社会に貢献するように努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 商工会は、自ら定める経営発達支援計画において、中小企業等に対する支援の目標及びその達成のための方針を定め、個別具体的な取組を推進するものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業等の経営努力を支援するよう努めるとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、教育等を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業等の担い手となる人材の育成に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業等の振興が市民生活の安定及び向上に寄与し、地域経済の活性化に資する役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第13条 市は、中小企業等の振興に関する施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

2 商工会は、国、山梨県、市その他関係機関と連携し、小規模企業者に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。